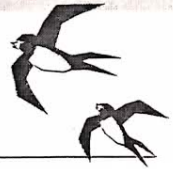


News Letter

Vol. 12



犯罪被害者の中の「きょうだい」の声をお届けします。



2001年12月14日、わたしの兄は
交際していた女性のバックを盗ん
だ男に引き逃げされ、死亡しました。

「頑張ってご両親を支えてあげるんだよ」「お兄
さんの分まであなたがしっかり生きなくては」わ
たしは、周囲の人々から色々な言葉を掛けられま
した。

けれど、「どうしてわたしだけが頑張らなくて
はならないのだろう」「兄弟をなくした悲しみは、
子供をなくした悲しみよりも軽いのだろうか」と、
ただ困惑するばかりでした。

事件直後のわたしは、ドラマを見ているような状
態で、なにも感じられませんでした。感じたのは
まず「両親が可哀想だ」というものでした。

母が朝食を作るとき、無意識のうちに目玉焼きを
四つ作ること。父が兄からプレゼントされた財布
をなでていること。声を殺して泣いているのが聞
こえること。

そういう状況を感じると、しんと胸の奥が冷たく
なり、無言で時間が過ぎていくのを待つだけでした。

家族間の不和、懸賞金を掛けてのピラを配り、犯
人の逮捕、裁判の開始、刑の確定があり、事件から
3年目。わたしは一応の区切りがついて、それま
でひとことも話すことが出来なかった事件につい
ても、ぼつりぼつりと話せるようになっていました。
ところが他の人々は、もう事件の傷は完全に癒え
た頃だと思っているようでした。

「親に従っているばかりではダメだ。自分の将来を



兄
妹
と
し
て

伊
藤
裕
美



考えなければ「苦労している人は沢山いる。あな
ただけが不幸なんじゃない」

そう言われて、頭では励ましの叱咤だと理解は出来
ても、心は苦しくて疲れ果て、「このまま空気に溶けて
消えてしまえたら」と死ぬことばかり考えていました。

事件を乗り越えるにあたって、とてもありがた
かったのは冷静で客観的な判断の出来る友人や
支援者の方々の存在でした。

誰にも理解されないと閉じこめてしまいがちだ
った言葉を、少しずつ引き出し、嫌悪することも
なく、かといってすべてを鵜呑みにしてしまうの
でもなく、社会との折り合いをつける方向へと導
いてくれました。

「無理しないで」「泣きたいときには、泣いてい
いよ」「周囲の人の幸せが、自分の我慢の上にある
なんて嘘だ。まず自分が幸せじゃなきゃ、周囲
の人を幸せには出来ない」

兄弟をなくした人は、両親を支えてあげなけれ
ばならないと思う一方で、事件をなかったことに
したいと、二つの感情の間で板ばさみになります。
自分の感情と向き合いつつ、周囲と折りあいをつ
けていく、そのバランスが難しいのです。

無念を晴らし、傷を癒し、現在と未来の生活を守
る。被害者支援とひとくちに言っても人が望むもの
は様々で、困難なことだと充分承知しておりま
す。けれど今後の被害者、被害者遺族を守るため
に、どうかこれからも皆様のお力をお
貸しください。お願いいたします。



サポートひょうご被害者電話相談

「サポートひょうご」は当センターの通称名です

078-367-7833

毎週火・水・金・土曜日
(祝日は除く)
午前10時～午後4時

面接相談・法律相談も
行っております(無料・予約制)

少年法の改正について

垣添 誠雄 弁護士・当センター理事

少年法は昭和23年に制定以来、50年余も犯罪被害者を排除し、犯罪被害者は無権利状態に放置されてきました。しかし、ようやく、平成12年・平成19年・平成20年と3度にわたる大改正がなされ、犯罪被害者の権利利益の保護を図る制度が実現しました。

平成12年11月の改正では、少年審判は非公開であるため、被害者には事件の内容が知らされず意見や心情を主張する機会も与えられていませんでした。被害者は蚊帳の外だったのです。しかし、この改正により被害者の権利利益の保護を目的に三つの制度ができました。①少年審判で被害者の申し出による意見聴取制度②家庭裁判所が少年審判の結果を被害者に通知する制度③被害者に対し、一定の範囲で記録開示(閲覧・謄写)制度です。少年事件における刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げられた事や少年審判の事実認定の適正化もされました。平成19年6月の改正では改正前には14歳未満の少年事件の調査に限界があり、事件の真相解明が充分になされなかったのですが、この改正により警察官に調査権限の法的明確化が図られ、14歳未満の少年についても少年院に送致できるようになりました。平成20年6月の改正は改正前

少年審判の傍聴は認められなかったが、一定の範囲で傍聴を認め被害者の知る権利を実現しました。



被害者を死傷させる重大事件の被害者や遺族は傍聴ができることになったのです。14歳未満の少年事件のうち12歳未満の少年事件は傍聴の対象から除かれます。傍聴することに不安や緊張感を緩和するために、被害者に付添人が同席することも認められました。また、意見徴集の対象者は従来、被害者又は法定代理人・もしくは被害者が死亡した場合における配偶者直系親族兄弟姉妹でしたが、被害者の配偶者直系親族又は兄弟姉妹を対象とされました。記録の閲覧・謄写の範囲が拡大され、少年事件記録に加え身上供述書・審判調書・少年の生活状況に関する保護者の供述書も閲覧・謄写の対象になりました。審判の状況について十分な情報を得たいという被害者の要望にこたえて家庭裁判所は審判の状況を被害者に説明する制度が創設されました。

この様に段階的ではありますが、被害者の権利が少しずつ認められるような改正となりました。

少年法改正を受けて

「少年事件を考える」

被害者の視点から

御手洗 恭二

平成16年6月1日、長崎県佐世保市市立大久保小学校において発生した「長崎県佐世保市小6同級生殺害事件」被害者遺族
当時、小学6年生の長女・怜美(さとしみ)さん(12歳)を、同級生の女子児童(当時11歳)に殺害される
毎日新聞社の佐世保支局長だった御手洗さんは、この事件で報道する側から報道される側の立場に立たされることとなった

遺族に知らされないことの苦しみ、知ってしまうことの苦しみ。どちらも苦しい。
しかし、被害者が審判に参加する権利を手に入れていることが大切

事件から4年が過ぎました。やっと感情のコントロールができるようになりました。そして、今は事件のことは考えないようにになりました。事件後、加害少女の様子は両親からの手紙などでうかがえるが「今、彼女と会うことは苦しい。失ったものを突き付けられるような気がして耐えられない」という複雑な心境です。加害少女が今後どのような人生を送るのが注文することはありません。自分で考えて欲しいと思っています。



事件後、児童自立支援施設に送致され、平成20年5月に行動の自由を制限する「強制措置」が不要となった加害少女について、厚生労働省や施設などの公的な機関からの説明が乏しいです。更正の過程を伝える義務があるのではないのでしょうか。現行の少年法では「被害者や遺族がほとんど加害者の情報に接することができない」現状です。昭和23年に少年法が制定されて以来50年余も改正されなかった少年法が、平成12年・平成19年・平成20年と3回にわたり改正されました。その一つに審判記録の閲覧ができることとなりました。私も閲覧いたしましたが、自分自身を納得させる情報は多くなかったです。本年12月施行の改正少年法で認められる故意の犯罪行為により、被害者を死傷させた重大事件の被害者や遺族の審判傍聴については「すべての遺族のプラスになるかど

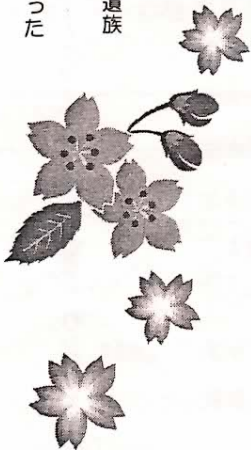
うかは分からない」という思いがします。遺族に知らされないことによる苦しみも、知ってしまうことによる苦しみもあると思



ます。プラスの情報ばかりではありません。被害者側に心の整理ができていなかったら、逆に混乱する可能性もあるのではないのでしょうか。審判参加にあたっては慎重な判断が必要ではないのでしょうか。遺族が事件情報に接する難しさがここにあると思います。

事件報道の在りかたに関しては、取材をする意味はある。しかし、やり方を考えて欲しい。どのような優しい言葉であっても被害者への質問というのは『刃を突き付け、そして傷口をえぐっている』ということを認識して欲しい。そしてメディアにとっての旬と被害者が話したい時期はズレます。被害者が話したいと思った時にメディアは乗ってこないこともある。読者が求めていそうな事件の「旬」だけで動くのではなく、事件を包括的に考え報道していくことが大事ではないのでしょうか。また、犯罪被害者

遺族の気持ちとして、厚生労働省・法務省は加害者を更正指導するにあたり、犯罪被害者や犯罪被害者遺族の声を更正指導に生かすようお願いしたいです。





一井 彩子

平成7年8月30日、当時15歳の長男を少年4人による集団暴行で殺害される。主犯の17歳の専門学校生からビールを飲むように言われたのを息子だけが断ったことに腹を立て他の3人に角材などで殴るように命じ、その後公園に捨てに行く。逮捕されるまでの3日間に口裏合わせ・証拠隠滅をはかり、通夜・葬儀にも顔を出していた

私たちの活動を一人でも多くの 人に理解して欲しい。私たちだって 普通の生活がしたいんです

13年前の夏、中学生と卒業生4人による集団暴行で当時中学三年の長男を失った。犯人は3日後逮捕され、主犯は姫路刑務所に、他の3人は少年院に送られた。5年後、主犯が出所し謝罪にきた。私は、その後も1年に1度、加害少年と会い続けてきたが、それは少年と会う事で再犯が防げると思っていたからです。しかし、少年は現在「統合失調症」で入院生活を送っている。私が事件直後に困ったことは①マスコミが押しかけたため、買い物に行くこともできず、残った子供たちに食事をさせることもできず、普通の生活ができませんでした。友人と身内に手伝ってもらい助かった②残された娘の登下校に困った。周りの人が好奇の目を向けるため娘たちが外出しづらくなった。登下校の付き添いも必要だと思う③事件後、私は他の被害者と知り合い、話し合いの場を持つことが出来たが、娘たちの話を聴いてくれる人がいない。心のケアとまではいなくても、被害者のきょうだい同士が話し合う場所が欲しかった等です。事件に遭うまでの私は、普通の生活をしてきた主婦だったので、少年法の事は何も知らなかった。そのため、裁判記録の謄写、閲覧等にも苦勞した。事件直後に弁護士等の専門家を知っていたらと思う。



本田 信一郎

平成1年11月〜8年4月までTBSで、8年7月〜16年10月まで14年間ワイドショーのリポーター。14年9月「モノクロームクライシス〜犯罪被害者・忘れられた人々の声〜」(平和出版)出版
17年10月「淳それから」(新潮社)を神戸連続児童殺傷事件の被害者遺族、土師守氏と共に著して出版

メディアの皆さん、 喧嘩で亡くなったではありません。 集団暴行で亡くなったのです

私は、ワイドショーのリポーターをしていた頃、上司から「顔写真を撮って来い」「泣きを撮ってこい」と言われ、迷いなくやっていた。しかし、違和感を持つきっかけが、'97年の須磨事件であった。それをきっかけに、被害者の声を聞かせていただくようになった。昨年の夏、函館市で15人の少年少女による集団暴行で高校生が亡くなる事件があったが、ある民放は「喧嘩で死亡した少年」と放送しました。私は喧嘩と聞いてがっかりと力が抜けていくような気がした。集団暴行と喧嘩は違う。メディアはこの10年何をしてきたのかと思いました。最近は都市部の



メディア意識改革はできてきたと思うが、それに伴って腰が引けているような気がします。被害者への配慮

が過ぎると被害内容がハッキリ伝わらず加害者を守ることにもなる。それは本末転倒ではないかと考えます。今回の少年法改正をメディアは、被害者の傍聴を、良い・悪いに重点を置いて報道しているが、少年審判に教育的配慮があるならば、加害少年は傍聴している被害者へ謝罪するチャンスでもある。そして被害者はその行為を見届けることも出来る。そういう少年に更生教育が有効に働く可能性もある。メディアはそういう視点も持って欲しい。



折角の少年法改正を無駄にしないで 活かして欲しい

平成11年、須磨連続殺傷事件の被害者である土師守さんの代理人を務めた井関法律事務所での弁護士としての第一歩を踏み出した。その当時の事務所は、審判は終了したが、閲覧・謄写がなかなか認められず苦労していた。その当時のことを振り返ると今回の少年法改正は隔世の感がある。

審判の傍聴が被害者に認められたことに

ついては賛否両論があるのは事実である。今年4月、兵庫県弁護士会は、被害者の前では、加害少年が萎縮する等の理由で傍聴に反対する声明を出している。しかし、弁護士の中で被害者支援に理解を示す人が増えてきつつあるのも事実である。これから大いに盛り上がって欲しいと思う。



パネルディスカッションでは会場からの意見もあり、御手洗氏を含め4名のパネリストが、「少年法改正を受けての問題点」について熱く議論しました



今回のシンポジウムは、昨年12月から被害者が少年審判を傍聴できる制度が始まるのを前に改めて「少年事件について考える」をテーマで行いました。

パネルディスカッションでは御手洗恭二さんを始め、集団暴行事件で15歳のご長男を失ったご遺族の一井彩子さん、モノクロームクライシス～犯罪被害者、忘れられた人々の声～の著者である本田信一郎さん、当センターの理事である西谷良彦弁護士、



以上4名のパネリストに加え、会場から『「悪いこと」したらどうなるの?』の著者であるジャーナリストの藤井誠二さんが飛び入り参加で意見を述べられたりした。他に、一井さんは裁判やシンポジウムなど被害者支援の活動で職場を休むことがあるが、なかなか理解を得られない。被害者の中には被害者であることを話せない方もいる。もっと多くの人に犯罪被害者の立場を理解してもらいたいと話した。



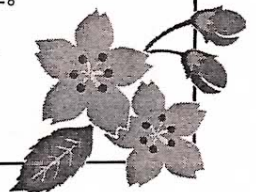
シンポジウム終了後、当日のシンポジウム参加者や自助グループ「六甲友の会」・他にもボランティアの皆さんのご協力を得て神戸・三宮にて未解決事件のピラ配りを行いました



昨年11月9日午後4時過ぎ、少年法改正をテーマにしたシンポジウムが終了し、シンポジストの皆様の熱いお話の余韻が残った中、三宮にある会場「ミント神戸」を後に、シンポジウム参加者やボランティアの皆さんがそれぞれの手にのほりを持ち、



ピラ配りに参加。川西栄根殺人事件・須磨区主婦強盗殺害事件の未解決事件に対しての情報提供を呼びかけました。今回のピラ配りには、シンポジウムにも参加しておられた、神戸市中央区湊島老人会・兵庫県警友会神戸水上支部の皆様にもお手伝い頂き早々に1,000枚のピラを配ることができました。寒いなか積極的にご協力していただき、ありがとうございました。



はいサポートひょうごです

●平成20年度 相談活動報告 (20年4月～21年1月現在)



平成20年度の電話相談件数は245件であり、昨年度より50件ほど増加している。今年度より電話相談開設日が週4日に増えたが、このことが相談件数増加の背景の1つとして考えられる。相談内容としては、殺人・暴行・傷害等身体的被害が全体の15%を占めており、相談者は女性が男性の3倍であった。

電話相談(延べ件数)

相談内容	件数		相談内容	件数		相談内容	件数	
	男	女		男	女		男	女
殺人	0	3	暴行・傷害	7	7	財産的被害	8	7
強盗	1	0	その他の身体犯	1	2	D V	0	76
強姦	1	6	交通死亡事故	1	0	ストーカー	1	1
強制わいせつ	1	3	交通事故	5	6	その他	32	70
その他の性被害	3	3	危険運転致死	0	0	小計	61	184
合計			245					

電話相談後のフォロー(延べ件数)

電話相談のみ	155	面接相談	当センター法律相談	3
紹介※	93		当センター心理相談	0
合計		251		

※主な紹介先(紹介先の重複あり)

法テラス	26	男女共同参画センター	6	自治体(法律相談含む)	12
兵庫県警察相談窓口	11	大学付属心理相談室	7	兵庫県交通事故相談所	2
健康福祉事務所	3	兵庫県立女性家庭センター	2	消費生活センター	7
兵庫県弁護士会	10	他の犯罪被害者支援団体	2	日弁連交通事故相談センター	3
兵庫県こころのケアセンター	5	いのちの電話	4	その他の機関	29
合計		129			

●直接支援活動の状況

今年度も直接支援員6名と理事を中心に支援活動を行った。警察や弁護士、関係機関からの紹介で活動につながる事も多い。支援内容は、殺人事件遺族の裁判傍聴の付き添い、傷害事件や

D V被害者の裁判傍聴付き添い・代理傍聴、意見陳述書の作成援助などもあり、支援活動は多岐に渡った。継続した活動として、自助グループ・六甲友の会への支援活動等も行っている。



直接支援件数

付き添い	裁判所	17	事前面接	3	
	弁護士事務所	2	支援傍聴	9	
	検察庁	3	訪問	0	
	病院	1	グループ支援	自助グループ支援	3
	大学(証人尋問のため)	1	その他	9	
合計		48			

寄附者

- 石井麻木子 ●草苺トシエ ●南裕子 ●山崎守 ●花田進(花田神経内科クリニック) ●小紫由利(ゆり神経クリニック)
- 清水将之 ●田中桂子 ●飯田美穂 ●兵庫県警尼崎東警察署 ●増田章吾 ●(財)兵庫県警察協会 ●大崎登志子(大崎メンタルクリニック)
- 上田恵淳 ●藤澤輝男(株式会社親和福祉会) ●山本泰之(株式会社神戸製綱) ●兵庫県遊技業協同組合 ●警友会生田支部
- 中川勤太 ●堀川雅子 ●上野由紀子 ●土師守 ●中井祥博 ●武中次 ●鞠由美子 ●新田有子 ●徳平真弓 ●荻野亨 ●山下正彦
- 警友会 須磨支部 ●金持博 ●寺井健悟 ●伊丹産業株式会社 ●富田栄 ●入江清信 ●竹中清太郎 ●兵庫県西宮警察署
- 警友会 佐用支部 ●警友会 伊丹支部 ●警友会 有馬支部 ●警友会 尼崎支部 ●河瀬真 ●井関勇司 ●うはら工場防犯協会
- 垣添誠雄 ●富永良喜 ●有井美智子 ●羽下大信 ●神戸ロータリークラブ ●倉石哲也 ●本多修 ●坂野はるみ ●市橋真奈美 ●上野悦子
- 平野恵一(阪神タイガース) ●出口進一 警友会 宍粟支部 ●西谷良彦 ●岩井圭二 ●琴欧州勝紀

団体賛助

- 高野守秀(白鷺サナトリウム) ●医療法人内海慈仁会 姫路北病院 ●浜坂交通安全協会 ●菊川心療内科医院 ●警友会 川西支部
- (財)暴力団追放兵庫県民センター ●赤穂市防犯協会 ●網干交通安全協会 ●尼崎北防犯協会 ●神姫バス株式会社 ●尼崎西防犯協会
- 有馬交通安全協会 ●有馬防犯協会 ●出石交通安全協会 ●伊丹防犯協会 ●警友会 加古川支部 ●岩屋防犯協会 ●加東防犯協会
- 川西防犯協会 ●(財)近畿警察官友の会兵庫県支部洲本地区友の会 ●警友会 長田支部 ●警友会 東灘支部 ●三田防犯協会
- 飾磨交通安全協会 ●社交通安全協会 ●須磨防犯協会 ●洲本交通安全協会 ●洲本防犯協会 ●(社)兵庫県指定自動車教習所協会
- 高砂北部開発株式会社 ●垂水自家用自動車協会 ●津西西防犯協会 ●豊岡交通安全協会 ●豊岡防犯協会 ●岩見印刷
- 長田防犯協会 ●西脇多可防犯協会 ●東灘防犯協会 ●姫路交通安全協会 ●(社)兵庫県防犯協会連合会 ●警友会 神戸西支部
- 南あわじ防犯協会 ●南あわじ警察友の会 ●養父市自家用自動車協会 ●兵庫県加西警察署 ●佐用警察署警察官友の会
- 芦屋交通安全協会 ●相生警察署親睦会 ●兵庫県西宮警察署警務課 ●(有)リサーチ兵庫 ●兵庫県洲本警察署
- 医療法人社団 正仁会 明石土山病院 ●ベルポート警備株式会社 ●兵庫トヨタ自動車株式会社 ●警友会 三木支部 ●警友会 美方支部
- 株式会社マルアイ ●兵庫県警察信用組合 ●株式会社アシックス ●淡路交通安全協会 ●神戸電鉄株式会社 ●株式会社 兵栄
- 関西電力株式会社神戸支店 ●須磨交通安全協会 ●(財)日本防災通信協会兵庫県支部 ●株式会社シマブン ●警友会 西脇支部
- 神戸北ロータリークラブ ●株式会社損害保険ジャパン ●株式会社たいよう共済 ●姫路信用金庫 総務部
- 社団法人兵庫県トラック協会 ●警友会 神戸水上支部 ●警友会 相生支部 ●近畿システム管理株式会社 ●UCC上島珈琲株式会社
- 警友会 豊岡支部 ●警友会 丹波支部 ●日笠工業株式会社 ●川崎重工業株式会社

20年3月15日現在では正会員206人・個人賛助会員59人・団体賛助会員80団体です。
正・賛助会員合わせて500を目標とし、より充実したいと思っています。多くの方のご参加をお願い致します。

会員募集

ひょうご被害者支援センターの活動を支える仲間を募集しています。ご協力をお願い致します。

年会費	正会員	個人	5,000円
	賛助会員	個人	一口 1,000円以上 (何口でも可)
		団体	一口 10,000円以上 (何口でも可)

郵便振替 (おもかげご希望の方もこちらの口座番号へ)
口座番号: 009-3-185412
口座名義: NPO法人 ひょうご被害者支援センター

次回
シンポジウム
のお知らせ

平成21年5月31日(日)
シンポジウムを開催いたします

私たちの活動は、会費や寄付等で支えられています。支援はすべて無料で行われますが、支援員の養成・研修・広報啓発活動・事務局の運営などに経費を必要とします。

被害者の方が安心して相談できるための活動を理解し、ご支援・ご協力をお願い致します。



本誌は日本財団の助成を受けて発行しております。



発効日: 2009年3月
発行者: 特定非営利活動法人
ひょうご被害者支援センター
事務局: TEL 078-362-7512
URL: <http://supporthyogo.org>

● 編集後記 ●

今回のシンポジウムは「なぜ君は絶望と戦えたのか 本村洋の3300日」「裁判官が日本を滅ぼす」等の著者である門田隆将氏を招き、幅の広いお話を聞きたいと思っています。時間のある方はぜひご参加ください。